

令和4年度社会福祉法人新座市社会福祉協議会事業計画

【はじめに】

昨年も新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、2回目・3回目となる緊急事態宣言も発出されました。我が国においてもワクチン接種が進んでおりますが、いまだ収束の見通しが立たない状況にあります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活様式や働き方にも著しい変化が生じ、地域における福祉活動やボランティア活動が休止を余儀なくされるなど、大きな影響を受けており、今後も感染予防に十分留意しながら手探りで取り組まざるを得ない状況が続くことが見込まれます。

そのような中であって、我が国は世界に例を見ない少子高齢化が進み、人口減少社会も本格化し、社会的な孤立や貧困の問題が深刻化しており、地域課題・生活課題が多様化しています。国においては、このような複合化、複雑化した課題を抱えても住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくため、重層的に連携・協働して「地域共生社会」の実現を図るための取組が進められています。

このような課題に対し、新座市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が進めている「自助・互助・共助・公助」の役割分担と協働に基づく地域の支え合いにより展開される地域福祉活動が、様々な問題解決に向けた取組として更に期待されております。

市と一体として策定している第3次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画の5年目が昨年度に終了し、本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により次期計画策定を1年先送りした中で、第4次の計画策定に向けた検討も始まります。市民、市及び本会がそれぞれの立場から同じ目標に向かって取組を推進していくため、同計画の基本理念である「支え合い、つながり合い、安心があり、支え合いを支えるまち にいざ」に基づく目標達成のため、改めてこの理念を共有し、連帯と協働のまちづくりを目指して取り組んでまいります。

平成31年2月には、西部地区地域福祉推進協議会が設立され、市の地域福祉圏域6地区全てに協議会を設置することができました。今後とも、各地域福祉推進協議会の活動に対し、企画・運営等に関する相談や事務局機能の定着支援等を行うなど積極的に地域福祉の推進に努めてまいります。

また、介護保険法の制度改正に伴い、要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」や、市が中

心となり、社会福祉法人、NPO、介護サービス事業所等の生活支援サービスを担う事業主体及び民生委員等と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていく「生活支援体制整備事業」につきましても、市と連携し、地域包括ケアシステムの構築に向け協力してまいります。

近年は、異常気象により全国各地で自然災害が多発しています。今後も様々な災害時対応を想定し、災害派遣時の経験をいかすとともに、近隣市の社協とも連携して災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を継続して実施してまいります。

また、本会の事業運営に当たりましては、一億総活躍社会の実現に向けた働き方改革の趣旨を踏まえ、引き続き職員のワーク・ライフ・バランスにも配慮した法人運営を心掛け、職員一丸となって効率的な事務執行に努めるとともに、組織運営を持続可能なものとし、新たに取り組むべき課題やニーズを的確に捉え、次に掲げる事業を重点に、地域福祉の推進と市民の皆様の福祉向上に取り組んでまいります。

【事業運営の重点事項】

1 令和4年度地域福祉の基本方針に基づく取組と地域福祉推進協議会への支援

昨年度は、本市における地域福祉推進の取組について策定した地域福祉（活動）計画の第3次計画（計画期間は平成29年度から令和3年度まで）の5年目が終了しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から計画策定を1年先送りし、令和4年度地域福祉の基本方針を策定しましたので、本年度は、第4次の計画策定に向けた検討を始めさせていただきます。

策定に当たっては、引き続き「支え合い、つながり合い、安心があり、支え合いを支えるまちにいざ」を基本理念に掲げ、市と連携し「町内会への加入促進と活動への支援」、「専門的かつ総合的な相談支援体制の強化」、「身近な地域における介護予防・認知症施策の推進」、「地域福祉推進協議会への支援体制の強化」、「新たな福祉課題への対応」など、これまでの取組による成果を検証しながら、新たな課題も捉えて策定し、これらの解決に向けて各事業を推進してまいります。

また、各地区地域福祉推進協議会では、地域の特色をいかした様々な事業が展開されております。地域社会での状況の変化や関連する福祉政策等の情報を的確に捉えながら、各地区の状況に合わせた調整や支援を行うため、引き続き各地区福祉推進協に担当の職員を配置し、市と連携しな

がら計画を進めていくとともに、平成31年2月に福祉推進協議会が設置された「西部地区」の地域福祉地区活動計画の策定及び活動の支援を行ってまいります。

2 ボランティア活動の推進

個人や家族、地域などの福祉課題は複雑・多様化し、ボランティア・市民活動が取り組む課題は多岐にわたっています。ボランティア活動の推進及び支援拠点であるボランティアセンターでは、ボランティアセンターだよりの発行等により、情報の積極的な発信を行うとともに、地域住民の関心を高めながら、コロナ禍においても安心して参加してもらえるオンラインでのボランティア講座や自宅でも行えるボランティア活動の機会を提供し、新たなボランティアの人材発掘やスキルアップを図ってまいります。

本会のボランティア団体協議会には、13のボランティアグループの登録があります。視察研修や専門的なボランティア講座などを行うことで各グループ間の相互理解を深め、ボランティア活動の活性化を進めてまいります。

また、新座市ボランティアまつりにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、昨年度は休止となりましたが、同協議会が実行委員会を組織して運営され、ボランティア活動を市民の皆様に応え、啓発する機会となっておりますので、引き続き活動の支援を行ってまいります。

福祉教育については、子どものうちから社会福祉への関心と理解を広げ社会福祉への主体的な参加と協働を促すため、市内の小・中・高校・大学を社会福祉協力校として指定し、児童・生徒向けの福祉教育としてボランティア団体や当事者の御協力を頂きながら車椅子体験や当事者の講話等の体験学習を実施してまいります。また、朝霞地区四市の社協が協力して、福祉教育関係者（教職員向け）のための研修会を引き続き実施いたします。

地域支え合いボランティア事業につきましては、市の補助を受け、商工会と連携を図り、支援を必要とする高齢者や障がい者の日常生活上のちょっとした困りごとを、地域の支え合いによって解決を図る有償ボランティア事業として実施し、地域通貨券（アトム通貨）を利用することで地域の商業振興にもつながっています。平成25年7月の事業開始から9年目となりました。今後とも、市民への周知と、協力会員の情報交換会等を行い、市の生活支援体制整備事業の動向も見ながら、更に事業

の充実・拡大を図ってまいります。

3 社協支部活動の推進

本会支部は、地域福祉活動を積極的に進めるために町内会単位で設置し、誰もが健康で安心して暮らせる地域づくりを地域の皆様に広める活動をしております。支部未設置の町内会に対しましては、支部設立に向けた働きかけを継続的に行ってまいります。

また、近年、子どもの貧困・孤食問題が課題となっておりますが、本会も平成29年度から「子ども食堂」を支部事業として取り組み、子どもの孤食に対する支援を始めましたが、更なる事業の拡大と充実を図るため、先進地の事例等の調査・研究を続けるとともに、新規実施支部の拡大を進めてまいります。また、孤立しがちなひとり暮らしの方を中心とした高齢者や障がいのある方が、閉じこもることなく地域との交流の機会が持て、安心して健康的に地域で暮らし続けることができるよう支援する「会食ふれあい事業」は、支部の主要な事業となっておりますので、引き続き助成してまいります。

4 放課後児童保育室の管理運営

本会は、平成8年度に市から委託を受け、平成18年度からは指定管理者として、22年間にわたり市内全17小学校区の放課後児童保育室（23室）の管理運営をしてきましたが、近年、入室児童数の増加に伴う大規模化、狭あい化が進む中で、福祉人材の不足から常勤支援員の確保が大きな課題となっていました。そのような中で、令和元年度からの新たな指定管理者の選定において、本会は指名により11小学校区（13室）の管理運営を受託することとなり、本年度も11小学校区（14室）において長年従事してきた本会支援員の経験や本会の運営実績をいかして、児童の健全育成、安心安全な保育を行ってまいります。

また、市教育委員会による放課後子どもの居場所づくり事業（ココフレンド）とも連携を図りながら、保護者の皆様に安心していただける保育室運営を行ってまいります。

5 権利擁護事業の推進

福祉サービス利用援助事業につきましては、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの方々が、地域で安心して自立した日常生活を営むために必要な福祉サービスを利用する際、情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみで行うには判断能力が不十分な場合に、福祉サービ

スの利用手続の援助や日常的金銭管理、見守り活動などを支援する事業であり、支援に当たる専門員及び生活支援員に対する定期的な研修を行い、引き続き円滑なサービス提供に努めてまいります。

また、生活支援員は、様々な問題、課題を抱える利用者への支援を行う上で、難しい場面に直面することがあるため、生活支援員同士の意見交換及び情報共有の場として、生活支援員フォローアップ研修の回数を増やすとともに、内容を充実させて実施いたします。

成年後見制度や権利擁護事業につきましては、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、本会の役割、制度の周知や啓発の方法など、引き続き調査研究を進めてまいります。

6 介護保険事業・障がい者福祉サービス事業等の運営

ホームヘルパー派遣事業につきましては、介護保険法及び障害者総合支援法の趣旨を踏まえ、保健・医療・福祉等の関係機関との連携を図りながらきめ細かいサービス提供が行えるように、登録ヘルパーの担当地域を定めた活動としています。本年度も引き続き担当地域内のヘルパー間の意思疎通や利用者の情報共有を行い、介護知識や技術の向上に努め、安定したサービスが提供できるように取り組んでまいります。

また、重度視覚障がい者の外出支援については、同行援護（自立支援介護給付）として外出に同行し、必要な支援を行ってまいります。その他の障がい者の外出支援については、地域で自立した生活及び社会参加の促進を目的とした移動支援事業により必要な支援を行ってまいります。

居宅介護支援事業につきましては、介護保険法に基づく介護サービス計画（ケアプラン）の作成に当たり、利用者が重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、医療機関、地域住民、関係団体、介護サービス事業所と連携して事業を行ってまいります。

さらに、ケアマネジャーの資質向上のための研修参加や、電話転送により24時間365日の緊急相談体制による的確なサービス提供と健全な運営に向けた体制づくりを引き続き行ってまいります。

障害者総合支援法に基づく居宅介護（ホームヘルプ）事業として障がい者の方の身体介護、家事援助等を引き続き行ってまいります。

指定特定相談支援事業につきましては、障がい者（児）が福祉サービス等を利用する際に、サービス等利用計画の作成及びモニタリングを行うもので、本会は平成26年7月から市の指定を受けて開始した事業であり、利用者が引き続き適切なサービスを受けられるよう支援をしてま

います。

子育て支援ホームヘルプ事業につきましては、家事援助を必要とする出産直後の母親がいる家庭に対してホームヘルパーを派遣する事業として、引き続き市から受託し、サービスを提供してまいります。また、若年の妊婦等で妊娠期から継続的な支援が必要な家庭や、出産後間もない時期の育児ストレスや産後うつなどにより子育て不安を抱える家庭や、虐待のおそれなどから特に支援が必要な家庭にホームヘルパーを派遣して生活援助を行う養育支援訪問事業につきましても、適切なサービス提供ができるよう取り組んでまいります。

介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、地域のニーズや実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を行う事業であり、本会といたしましても、市と連携を図りながら、サービスの提供に努めてまいります。

本年度は、スマートフォンを活用したICT化による業務の効率化や職員の資質向上を図るため、介護給付費の処遇改善加算を取得し、介護職員の賃金アップや諸手当の支給を行い、各事業の安定した運営に努めてまいります。

7 生活福祉資金貸付事業等の実施

生活福祉資金貸付事業につきましては、低所得世帯や障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。この貸付事業には、総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金がありますが、本会では相談や申請の受付を行い、埼玉県社会福祉協議会の審査を経て、貸付けを決定しますので、引き続き担当民生委員、市の福祉事務所と連携するとともに、本会法外援護資金貸付事業等との調整を図りながら取り組んでまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から減収となった世帯に対する総合支援資金等の特例貸付についても、埼玉県社協への申請受付窓口として引き続き対応してまいります。

また、この特例貸付の償還が始まっていることから、本年度は、債権管理事務を埼玉県社協と連携して行うため、新たに職員を配置することにより円滑に事務を進めてまいります。

8 彩の国あんしんセーフティネット事業の実施

彩の国あんしんセーフティネット事業につきましては、埼玉県内の社会福祉法人が協働して社会貢献活動を行うために設置した埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会が実施主体となり「生計困難者に対する相談支援事業」を行う事業です。本会は、構成員として、県内4ブロックに配置された社会貢献支援員とともに市内で会員となっている社会福祉法人（2施設）と協働して、既存の制度では対応しきれない制度の狭間の問題や、生計困難者に対する相談支援に取り組み、緊急に支援が必要な場合には経済的支援を行い、既存制度や社会資源の中で有効な制度や事業を実施する関係機関、関係団体につなぐ支援を引き続き行ってまいります。

9 東部第一高齢者相談センター（地域包括支援センター）の運営

市から受託している東部第一高齢者相談センターは、地域包括ケアシステムの中核機関であり、東部第一地域における介護予防・日常生活支援総合事業、一般介護予防事業、包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）、包括的支援事業（社会保障充実分）、任意事業、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施など各事業の機能を引き続き担ってまいります。

また、地域ネットワークの推進においては、東部第一地区地域福祉推進協議会の活動支援に引き続き関わってまいります。

10 新座市福祉フェスティバルの開催

新座市福祉フェスティバルにつきましては、2年間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により中止となりましたが、本年度は感染症の収束の状況を見ながら、開催に向けた準備を進めてまいります。

令和4年3月

社会福祉法人新座市社会福祉協議会 会長 小川 清